

規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年10月30日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

長野県人事委員会規則第7号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年長野県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中「情報公開・私学課の法務係長並びに法務系の条例案の審査を担当する担当係長、主査、主任及び主事」を「情報公開・私学課の法務係長並びに法務系の条例案の審査を担当する担当係長、主査、主任及び主事 病院事業局の経営企画を担当する班の班長、人事制度を担当する班の班長及び財務制度を担当する班の班長並びに人事制度を担当する班の担当係長、主査、主任及び主事」に改める。

附則

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

人事委員会事務局

告示

長野県告示第591号

学校法人及び法人の行うことのできる収益事業の種類(平成12年長野県告示第582号)の全部を次のように改正し、平成20年10月30日から施行します。

平成20年10月30日

長野県知事 村井仁

学校法人及び法人の行うことのできる収益事業の種類

第1条 私立学校法(昭和24年法律第270号)第26条第1項の規定により、長野県知事の所轄に属する同法第3条に規定する学校法人及び同法第64条第4項に規定する法人(以下この条において「学校法人等」という。)の行うことのできる収益事業(当該学校法人等の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。)は、次条に掲げるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 経営が投機的に行われるもの
(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条各項(第2項及び第3項を除く。)に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの
(3) 規模が当該学校法人等の設置する学校の状態に照らして不適当なもの
(4) 自己の名義をもって他人に行わせるもの
(5) 当該学校法人等の設置する学校の教育に支障のあるもの
(6) その他学校法人等としてふさわしくない方法によって経営さ

れるもの

第2条 収益事業の種類は、日本標準産業分類(平成19年総務省告示第618号)に定めるもののうち、次に掲げるものとする。

- (1) 農業、林業
(2) 漁業
(3) 鉱業、採石業、砂利採取業
(4) 建設業
(5) 製造業(「武器製造業」に関するものを除く。)
(6) 電気・ガス・熱供給・水道業
(7) 情報通信業
(8) 運輸業、郵便業
(9) 卸売業、小売業
(10) 保険業(「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」に関するものに限る。)
(11) 不動産業(「建物売買業、土地売買業」に関するものを除く。)、物品賃貸業
(12) 学術研究、専門・技術サービス業
(13) 宿泊業、飲食サービス業(「料亭」、「酒場、ビヤホール」及び「バー、キャバレー、ナイトクラブ」に関するものを除く。)
(14) 生活関連サービス業、娯楽業(「遊戯場」に関するものを除く。)
(15) 教育、学習支援業
(16) 医療、福祉
(17) 複合サービス事業
(18) サービス業(他に分類されないもの)

第3条 収益事業の種類を寄附行為に記載する場合には、日本標準産業分類の名称を例として具体的に記載するものとする。

情報公開・私学課

長野県告示第592号

土地改良事業等補助金交付要綱(昭和41年長野県告示第591号)の一部を次のように改正し、平成20年度の補助金から適用します。

平成20年10月30日

長野県知事 村井仁

別表の公共事業の項中

Table with 5 columns: 団体営かんがい排水事業, 地域用水機能増進基本計画に基づき行われる次に掲げる事業, 同上, 10分の6以内, 同上. Row 1: (1) 地域用水機能増進活動及び計画の策定, (2) 地域用水機能を有する農業用排水施設の改修整備

を

団体営かんがい排水事業	地域用水機能増進基本計画に基づき行われる次に掲げる事業 (1) 地域用水機能増進活動及び計画の策定 (2) 地域用水機能を有する農業用排水施設の改修整備	同上	10分の6以内	同上
地域水ネットワーク再生事業	農業用排水路等において年間を通した適量の水の流れを再生させるとともに、水質浄化や用水の利活用など用水の質的向上を図るために必要な調査、整備、施設整備等であつて、次に掲げる事業 (1) 新たな地域用水の取得に係る調査、調整、施設整備 (2) (1)と併せて行う農業用排水路等の水質浄化を図る施設整備 (3) (1)と併せて行う農業用水及び新たな地域用水の利活用に必要な施設整備	同上	10分の5.1以内	同上

食の安全・安心確保基盤整備推進対策事業	土地改良事業の実施に伴つて生じ、土地改良区等が保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る処理対策事業	事業費	10分の5以内	
土地改良施設維持管理適正化事業	土地改良施設の維持管理の適正化を図るために行う次に掲げる事業 (1) 土地改良施設維持管理適正化事業資金の造成事業 ア 水土保全強化対策事業に係る土地改良施設の診断・管理指導の結果、整備補修が必要と認められた農業水利施設の整備補修 イ 新生産調整推進に資するための土地改良施設の改善 (2) 転作の団地化に対応した土地改良施設の整備改善で(1)のイの事業と一体的に実施するもの	同上	10分の5以内	3分の2以内

に、

土地改良施設維持管理適正化事業	土地改良施設の維持管理の適正化を図るために行う次に掲げる事業 (1) 土地改良施設維持管理適正化事業資金の造成事業 ア 水土保全強化対策事業に係る土地改良施設の診断・管理指導の結果、整備補修が必要と認められた農業水利施設の整備補修 イ 新生産調整推進に資するための土地改良施設の改善 (2) 転作の団地化に対応した土地改良施設の整備改善で(1)のイの事業と一体的に実施するもの	事業費	10分の5以内	3分の2以内
-----------------	--	-----	---------	--------

を

に改める。

農地整備課

長野県告示第593号

森林造成事業補助金交付要綱（昭和49年長野県告示第481号）の一部を次のように改正し、平成20年度の補助金から適用します。

平成20年10月30日

長野県知事 村井 仁

別表の信州の森林づくり事業の項中「」をいう。以下同じ。」を「」をいう。」に、「又は市町村と森林整備に関する協定を締結した所有者」を「、市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者又は森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号。以下「間伐等促進法」という。）に規定する特定間伐等促進計画に基づき間伐等を実施する者（5戸以上の森林所有者から間伐等を受託し、又は10ヘクタール以上の間伐等を受託して実施する者に限る。）に、「又は共有林代表者」を「、共有林代表者又は間伐等促進法に規定する特定間伐等促進計画に基づき間伐等を実施する者（5戸以上の森林所有者から間伐等を受託し、又は10ヘクタール以上の間伐等を受託して実施する者に限る。）」に改める。

森林づくり推進課

長野県告示第594号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を指定します。

平成20年10月30日

長野県知事 村 井 仁

1 萱野高原鳥獣保護区特別保護地区

(1) 区域

上伊那郡箕輪町大字福与地籍の林道中樽線と林道峰山線の交点を起点とし、同点から林道中樽線を西進し、鹿垣山の神へ至る歩道との接点に至り、同点から同歩道を西進し、闇沢との接点に至り、同点から同沢を西進し、林道澄心寺線との接点に至り、同点から同林道を西進し、通称六本木地籍に通じる歩道との接点に至り、同点から同歩道を北東進し、東側尾根道との接点に至り、同点から同道を東進し、箕輪町三日町地籍の旧スキ荘跡地に通じる歩道との接点に至り、同点から同歩道を北東進し、歩道十八曲線との接点に至り、同点から同歩道を北東進し、林道中樽線との接点に至り、同点から同林道を南進し、作業道峰山線との接点に至り、同点から同作業道を南進し、林道峰山線との接点に至り、同点から同林道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約133ヘクタール）

(2) 存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該地域は、標高差のある地形や良好な森林及び溪流を兼ね備えた地区であり、シジュウカラ、アカゲラやニホンジカ等をはじめとする多種多様な野生鳥獣の生息のための好条件な環境として特に重要な地域であることから、特別保護地区として指定するものです。

2 美ヶ原鳥獣保護区特別保護地区

(1) 区域

美ヶ原鳥獣保護区のうち、松本市大字入山辺松沢地籍の民有林第62林班と第71林班の境界と松沢との交点を起点とし、同点から同境界を北東進し、日向沢本尾根との接点に至り、同点から同尾根を北東進し、長野県有林と松本市入里財産区有林の境界との接点に至り、同点から同境界を北東進し、林道よもぎこば線との接点に至り、同点から同林道を北進し、長野県有林と私有林の境界との接点に至り、同点から同境界線を北東進し、大門沢との接点に至り、同点から同沢を北東進し、国有林中信森林管理署管内第246林班と長野県有林の境界との接点に至り、同点から同境界線を南東進し、松本市と小県郡長和町和田の境界との接点に至り、同点から境界を南進し、松本市入山辺字山辺山地籍の民有林第60林班ろ小班と同林班は小班の境界との接点に至り、同点から同境界を南西進し、民有林第59林班と第77林班の境界線との接点に至り、同点から同境界線を南進し、官行造林と民有林の境界との接点に至り、同点から同境界を南東進し、民有林第59林班と第77林班の境界との接点に至り、同点から同境界を南西進し、国有林と民有林の境界との接点に至り、同点から同境界を西進し、県道松本和田線との接点に至り、同点から同県道を北西進し、民有林第71林班い小班5-Iと同林班5-Iの境界との接点に至り、同点から同境界を北東進し、民有林第71林班い小班1-Iと同林班5-Iの境界との接点に至り、同点から同境界を北東進し、標高1,065.9メートル地点

に通じる尾根との接点に至り、同点から同尾根を北西進し、標高1,065.9メートル地点に至り、同点から松沢に通じる尾根を北西進し、同沢との接点に至り、同点から同沢を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約764ヘクタール）

(2) 存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該地域は、標高差のある斜面によって構成され、モミ、ツガ等の針葉樹及びナラ、カンバ類等の広葉樹が混交し、豊富な水環境を兼ね備え、アカゲラ、ルリビタキやツキノワグマ等をはじめとする多種多様な野生鳥獣の生息のための好条件な環境として特に重要な地域であることから、特別保護地区として指定するものです。

3 志賀高原鳥獣保護区特別保護地区

(1) 区域

下高井郡山ノ内町の長野県と群馬県の境界にある鉢山山頂を起点とし、同点から渋池へ向かう尾根を南西進し、同尾根と同池との接点に至り、同点から上信越高原国立公園特別保護地区と同公園特別地域の境界を北西進し、同境界と国道292号線との接点に至り、同点から同国道を北進し、同国道と上信越高原国立公園特別保護地区と同公園特別地域の境界との接点に至り、同点から同境界を北東進し、同境界と県道奥志賀公園線との接点に至り、同点から同県道を北東進し、同県道と通称寺子屋西尾根稜線との接点に至り、同点から同稜線を東進し、同稜線と寺子屋峰（標高2,125メートル）との接点に至り、同点から赤石山へ向かう尾根を南進し、同尾根から赤石山（標高2,108メートル）との接点に至り、同点から長野県と群馬県の境界を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約1,138ヘクタール）

(2) 存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該地域は、モミ、ツガ等の天然針葉樹及びナラ、カンバ類等の天然広葉樹が混交し、豊富な水環境を兼ね備え、ルリビタキ、イワツバメやカモシカをはじめとする多種多様な野生鳥獣の生息のための好条件な環境として特に重要な地域であることから、特別保護地区として指定するものです。

森林づくり推進課野生鳥獣対策室

長野県告示第595号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新します。

平成20年10月30日

長野県知事 村 井 仁

1 望月少年自然の家鳥獣保護区

(1) 区域

佐久市大字協和地籍の林道唐沢線と作業道唐沢1号線との交点を起点とし、同点から同林道を南東進し、同林道と漁止の沢との接点に至り、同点から同沢を北東進し、同沢と唐沢川の合流点に至り、同点から同川を南東進し、同川と1号防火線との

接点に至り、同点から同防火線を西進し、同防火線と作業道唐沢3号線との接点に至り、同点から同作業道を北東進し、更に北西進し、同作業道と作業道唐沢1号線との接点に至り、同点から同作業道を北西進し、更に南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約75ヘクタール)

(2) 存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、カラマツとヒノキの針葉樹林を中心とする地域であり、カラマツ林の下層には低・中木層の多様な広葉樹が生育し、鳥獣の生息環境に良好な条件を備えていることから、身近な鳥獣の生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

2 北大塩鳥獣保護区

(1) 区域

茅野市米沢地籍(通称伊那丸台)の茅野市と諏訪市の市界と市道I B 1900号線との交点を起点とし、同点から同市道を南東進し、カシガリ山へ通じる歩道との交点に至り、同点から同歩道を南進し、カシガリ山山頂に至り、同点から市道I B 1984号線へ通じる歩道を南進し、市道I B 1984号線との交点に至り、同点から同市道を南進し、市道I B 1900号線との交点に至り、同点から同市道を南進し、作業道藤原唐沢線との交点に至り、同点から同作業道を西進し、作業道萩モッキ線との交点に至り、同点から同作業道を南西進し、林道米沢霧ヶ峰1号線との交点に至り、同点から同林道を北西進し、通称消防道路との交点に至り、同点から同道路を西進し、茅野市と諏訪市の市界との交点に至り、同点から同市界を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約800ヘクタール)

(2) 存続期間

平成20年11月1日から平成25年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、カラマツの壮齡林と広葉樹の天然林とが混合する、沢や尾根など変化に富んだ地形であり、また、希少猛きん類の生息も確認されており、野生鳥獣の生息環境に良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

3 永明寺山鳥獣保護区

(1) 区域

茅野市ちの地籍の茅野市道I B 480号線と永明寺山公園界との接点(上原城址)を起点とし、同点から同公園界を北進し、東進し、さらに南進し、永明寺山公園墓地から茅野市道I B 480号線へ至る歩道との接点(鳥獣供養の碑)に至り、同点から同歩道を南西進し、茅野市道I B 480号線との接点に至り、同点から同市道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約71ヘクタール)

(2) 存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、アカマツ林、カラマツ林を主体とした森林地域であり、鳥類を中心とした野生鳥獣の生息環境に良好な条件を備えていることから、身近な鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

4 鋳物師沢鳥獣保護区

(1) 区域

諏訪郡下諏訪町地籍の上堰と福沢川との交点を起点とし、同点から同川を北進し、石尊神社参道との接点(同神社鳥居)に至り、同点から同参道を東進し、長坂沢との接点(同神社鳥居)に至り、同点から同沢を南東進し、砥川との接点に至り、同点から同川を南進し、町道星ヶ丘注連掛線との接点(注連掛橋)に至り、同点から同町道を南西進し、上堰との交点に至り、同点から同堰を南進し、さらに西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約105ヘクタール)

(2) 存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、アカマツ林、カラマツ林、広葉樹林が混在した里山地域であり、鳥獣の生息環境に良好な条件を備えていることから、身近な鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

5 境鳥獣保護区

(1) 区域

諏訪郡富士見町落合地籍の国道20号線と釜無川との交点(国界橋)を起点とし、同点から同川を北西進し、立場川との合流点に至り、同点から同川を北進し、国道20号線との交点(瀬沢大橋)に至り、同点から同国道を南進し、富士見町道105号線(瀬沢平岡線)との接点に至り、同点から同町道を南東進し、富士見町道5133号線との接点に至り、同点から同町道を北東進し、富士見町道5154号線との接点に至り、同点から同町道を北東進し、J R中央東線との交点に至り、同点から同線を南東進し、富士見町道206号線(小六鳥帽子線)との交点に至り、同点から同町道を北東進し、中央自動車道西宮線との交点に至り、同点から同自動車道を南東進し、県道富士見高原線との交点に至り、同点から同県道を南西進し、富士見町道7162号線との接点に至り、同点から同町道を北西進し、富士見町道107号線(信濃境田端線)との接点に至り、同点から同町道を西進し、富士見町道7170号線との接点に至り、同点から同町道を西進し、富士見町道7749号線との接点に至り、同点から同町道を北西進し、富士見町道7142号線との接点に至り、同点から同町道を北西進し、富士見町道107号線(信濃境田端線)との接点に至り、同点から同町道を西進し、県道信濃境停車場線との接点に至り、同点から同県道を南進し、国道20号線との接点に至り、同点から同国道を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約825ヘクタール)

(2) 存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、幾本もの河川が流れる水源豊富な地域で、変化に富んだ地形により鳥獣の生息環境に良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

6 本郷鳥獣保護区

(1) 区域

諏訪郡富士見町富里地籍のJ R中央東線と県道立沢富士見停車場線との交点を起点とし、同点から同県道を北東進し、富士見町道111号線(立沢広原線)との接点に至り、同点から同町道を北東進し、主要地方道茅野小淵沢峠崎線との交点に至り、

同点から同地方道を北東進し、富士見町道3822号線との接点に至り、同点から同町道を東進し、富士見町道3855号線との接点に至り、同点から同町道を南東進し、富士見町道3823号線との接点に至り、同点から同町道を東進し、千ヶ沢川との交点に至り、同点から同川を南西進し、富士見町道3874号線との交点に至り、同点から同町道を南進し、富士見町道3915号線との接点に至り、同点から同町道を南東進し、富士見町道4040号線との接点に至り、同点から同町道を南西進し、富士見町道4213号線との接点に至り、同点から同町道を東進し、富士見町道4039号線との接点に至り、同点から同町道を東進し、富士見町道4038号線との接点に至り、同点から同町道を南進し、富士見町道3936号線との接点に至り、同点から同町道を南西進し、富士見町道4031号線との接点に至り、同点から同町道を南西進し、農道12017号線との接点に至り、同点から同農道を南進し、農道12016号線との接点に至り、同点から同農道を西進し、主要地方道茅野小淵沢韭崎線との接点に至り、同点から同地方道を南東進し、関谷水路との交点に至り、同点から同水路を南西進し、中央自動車道西宮線との交点に至り、同点から同自動車道を北西進し、富士見町道5155号線との交点に至り、同点から同町道を南西進し、JR中央東線との交点に至り、同点から同線を北西進して起点に至る線で囲まれた一円の区域(面積約573ヘクタール)

(2) 存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、区域の中央を南北に横切る河川が流れる、水資源が豊富で変化に富んだ地形を有しており、また、ヤマネをはじめとする多様な野生鳥獣の生息環境に良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

7 萱野高原鳥獣保護区

(1) 区域

上伊那郡箕輪町大字福与地籍の林道中樽線と林道峰山線との交点を起点とし、同点から林道中樽線を西進し、同林道と鹿垣山の神へ至る歩道との接点に至り、同点から同歩道を西進し、鹿垣山の神を経て闊沢との交点に至り、同点から同沢を西進し、同沢と林道澄心寺線との接点に至り、同点から同林道を西進し、澄心寺の山門に至り、同山門から通称六本木地籍に通じる歩道を北東進し、同歩道と作業道北沢線との接点に至り、同点から同作業道を北東進し、同作業道と林道萱野線との接点に至り、同点から標高1,187メートルの三角点に至る沢を北東進し、同三角点に至り、同点から林道中樽線へ通じる尾根を北進し、同尾根と林道中樽線との接点に至り、同点から同林道を西進し、同林道と箕輪ダム周辺公園との接点に至り、同点から同公園界を西進し、同公園界と町道804号線との接点に至り、同点から同町道を北東進し、同町道と箕輪ダム周辺公園との接点に至り、同点から同公園界を北進し、更に南進し、同公園界と箕輪ダム山林管理道との接点に至り、同点から同管理道を南進し、同管理道と町道809号線に至り、同点から同町道を東進し、同町道と林道日影入線との接点に至り、同点から同林道を東進し、同林道と作業道熊倉線との接点に至り、同点から同作業道を南進し、同作業道と通称歩道日影入熊倉高雄山線との接点に至り、同点から同歩道を南進し、小高雄山、高雄山を経て同歩道と伊

那市の市界との接点に至り、同点から伊那市と箕輪町の市町界を南進し、同市町界と林道峰山線との交点に至り、同点から同林道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約1,220ヘクタール)

(2) 存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該地域は、アカマツ、カラマツ等の人工林と天然広葉樹林との多様な林相であるとともに、溪流も多数存在する水資源豊富な地域であり、また、希少猛きん類の生息も確認されており、鳥獣の生息環境に良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

8 山吹鳥獣保護区

(1) 区域

下伊那郡高森町山吹地籍の大沢川と南信高森開発株式会社と民有地との接点を起点とし、同点から同所有地界を南東進し同所有地界と町道大机線との接点に至り、同点から南信高森開発株式会社と民有地との境界線を南西進し更に北西進し同境界線と林道小沼大沢線との接点に至り、同点から同林道を北西進し、同林道と通称森下沢との接点に至り、同点から同沢を北進し同沢と高森町と下伊那郡松川町の町界との接点に至り、同点から同町界を東進し林道新福里線との接点に至り、同点から同林道を東進し高森町と松川町の町界との接点に至り、同点から同町界を南進し大沢川に至り、同点から同川を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約200ヘクタール)

(2) 存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、複数の沢があり別荘地等も存在する里山地域であり、鳥獣の生息環境に良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

9 アテビ鳥獣保護区

(1) 区域

下伊那郡売木村と下伊那郡根羽村の村界と県道根羽阿南線との交点(売木峠)を起点とし、同点から同村界を北東進し、同村界と雪取沢との接点に至り、同点から同沢を東進し、同沢と軒川との合流点に至り、同点から同川を南進し、同川と官行造林と売木村有林の境界線との接点に至り、同点から同境界線を南東進し、同境界線と長野県と愛知県の県界との接点に至り、同点から同県界を西進し、同県界と売木村と根羽村の村界線との接点に至り、同点から同村界を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約147ヘクタール)

(2) 存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、天竜奥三河国定公園内に位置し、ブナやミズナラの落葉広葉樹林があり、一部は動植物の観察地として整備されており、鳥獣の生息環境に良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

10 谷京鳥獣保護区

(1) 区域

下伊那郡天龍村の遠山川右岸と村道要津線(要津橋)との交点を起点とし、同点から同橋を南進し遠山川左岸に至り、同点から同川左岸を北西進し県道飯田富山佐久間線(羽衣崎橋)に至り、同点から同橋を北進し天竜川右岸に至り、同点から同川右岸を北進し天竜橋に至り、同点から同橋を東進し天竜川左岸に至り、同点から同川左岸を南進し遠山川との合流点に至り、同点から遠山川右岸を南東進して起点に至る線で囲まれた一円の区域(面積約74ヘクタール)

(2) 存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、天竜奥三河国定公園に位置し、天竜川と遠山川の合流点や天竜川平岡ダム湖から続く水域であり、希少な鳥類の生息環境に良好な条件を備えていることから、希少鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

11 美ヶ原鳥獣保護区

(1) 区域

松本市大字入山辺里地籍の県道松本和田線の明神橋を起点とし、同点から通称日向尾根を北進し、長野県有林と松本市入山辺里山辺財産区有林との境界との接点に至り、同点から同境界線を北東進し、林道よもぎこば線との接点に至り、同点から同林道を北西進し、県有林と私有林との境界の接点に至り、同点から同境界を北東進し、県有林と大門沢の交点に至り、同点から同沢を西進し、市道2267号線との交点に至り、同点から同市道を北西進し、県道美ヶ原公園線との接点(美牧橋)に至り、同点から同県道を西進し、同県道の石切場と入山辺里山辺財産区有林の作業道との接点に至り、同点から同作業道を北進し、通称神城東尾根との交点に至り、同点から同尾根を北進し、同尾根と菅蒲沢北尾根との交点に至り、同点から同尾根を西進し、神城の地点で林道北山線との接点に至り、同点から同林道を北西進し、同林道と高戸沢との交点(高戸橋)に至り、同点から同沢を北進し、入山辺里山辺財産区有林との境界との接点に至り、同点から入山辺里山辺財産区有林界を西進し、更に北西進し、旧東筑摩郡入山辺村と旧東筑摩郡本郷村の境界との接点に至り、同点から同境界を東進し、同境界と上田市との接点(扉峠)に至り、同点から松本市と長和町和田の境界を南東進し、同境界と諏訪郡下諏訪町との接点(三峰山三角点標高1,887.4メートル)に至り、同点から松本市と下諏訪町の境界を西進し、同境界と岡谷市との接点(二ツ山三角点標高1,826.4メートル)に至り、同点から松本市と岡谷市の境界を北西進し、前鉢伏山に通じる尾根との接点に至り、同点から同尾根を北進し、同三角点(標高1,836.1メートル)に至り、同点から国有林と民有林の境界を北東進し、更に南東進し、同境界とわさび沢との交点に至り、同点から同沢を東進し、更に北進し、更に北東進し、更に北進し、同沢と薄川との合流点に至り、同点から薄川を北西進し、同川とコナコ沢との合流点に至り、同点からコナコ沢を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約3,504ヘクタール)

(2) 存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、豊かな水資源に恵まれ、針葉樹林と広葉樹林が混在し、起伏に富んだ地形が鳥獣の生息環境に良好な条件を備

えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

12 月沢鳥獣保護区

(1) 区域

松本市保福寺町地籍の月沢橋を起点とし、保福寺川を約130メートル東進し、通称太尾根との接点に至り、同点から同尾根を南東進し、同尾根と松本市と上田市の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、同境界と旧松本市と旧東筑摩郡四賀村の境界との接点に至り、同点から同境界を西進し、標高1,618.3メートルの三角点を経て、標高1,629.1メートルの戸谷峰三角点に至り、同点から通称太尾根を北進し、市道月沢線の終点に至り、同点から市道月沢上線に沿って南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約565ヘクタール)

(2) 存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、各所に溪流が存在する豊かな水資源に恵まれ、針葉樹林と広葉樹林が混在し、尾根、沢など変化に富んだ地形が鳥獣の生息環境に良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

13 斑尾鳥獣保護区

(1) 区域

中野市大字永江字親川地籍の主要地方道飯山妙高原線と市道月夜岳線の分岐点を起点とし、同主要地方道を北西進し、同主要地方道と中野市と上水内郡飯綱町との境界線の接点に至り、同点から同市と同町との境界線を北進し、同市と同町の境界線と飯山市との境界線の接点に至り、同点から中野市と飯山市との境界線を東南進し、同市と同市の境界線と農道郷路堀越線との接点に至り、同点から同農道を南西進し、同農道と市道月夜岳線との接点に至り、同点から同市道を南西進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約470ヘクタール)

(2) 存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、林相の変化に富み、2面の大きな池(水面積約4ヘクタール)を有し、鳥獣の生息環境に良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

14 志賀高原鳥獣保護区

(1) 区域

下高井郡山ノ内町大字平穩地籍の渋峠を起点とし、同点から同町と上高井郡高山村との境界線を西進し、同境界と松尾根スキー場との接点に至り、同点から本沢終点上部の尾根を北進し、同尾根から本沢との接点に至り、同点から大ボッコ山頂(標高1,764メートル)へ向かう尾根を北進し、同尾根から同山頂との接点に至り、同点から角間川に向かう尾根を北西進し、同尾根から同河川との接点に至り、同点から同河川を約1,000メートル東進し、同河川約1,000メートルの地点に至り、同点から仏岩の方向に北進し、同方向と仏岩との接点に至り、同点から旭山北方台地北端に向かう尾根を東北進し、同尾根と旭山北方台地北端との接点に至り、同点から北に向かう尾根を北進し、同尾根と横湯川及び金倉上の沢との接点に至り、同点から横湯川を南進し、同河川と地獄谷鳥獣保護区との境界線との接点に

至り、同点から同境界線を東進し、同境界線と西館山三角点(標高1,756メートル)との接点に至り、同点から東北進に向かう尾根を東北進し、同尾根から小雑魚川との接点に至り、同河川を東北進し、同河川とアライタ沢との接点に至り、同点から同沢を南進し、同沢と通称寺子屋北尾根との接点に至り、同点から同尾根を南進し、同尾根と寺子屋峰(標高2,125メートル)との接点に至り、同点から赤石山に向かう尾根を南進し、同尾根と赤石山(標高2,108メートル)との接点に至り、同点から群馬県との県境を南西進し、鉢山・草津峠・横手山を県境沿いに経て起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約3,402ヘクタール)

(2) 存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、上信越国立公園として指定され、区域の針葉樹林の中に約70の湖沼、湿原及び河川が点在し、豊富な水環境を兼ね備えており、鳥獣の生息環境に良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

森林づくり推進課野生鳥獣対策室

長野県告示第596号

平成17年長野県告示第475号により設定した野尻鳥獣保護区について、次のとおり区域を変更しました。

平成20年10月30日

長野県知事 村井 仁

1 野尻鳥獣保護区

(1) 区域

上水内郡飯綱町と中野市との境界と県道飯山妙高原線との交点を起点とし、同点から同県道を西進し、飯綱町大字芋川字入土橋地籍において同県道と林道斑尾線の交点に至り、同点から同林道を北西進し、同林道と林道荒瀬原間伐線との交点に至り、同点から林道荒瀬原間伐線を南西進し、同林道と林道荒瀬原線の交点に至り、同点から林道荒瀬原線を南進し、同林道と林道柴津線の交点に至り、同点から林道柴津線を西進し、同林道と県道飯山妙高原線の交点に至り、同点から県道飯山妙高原線を北進し、上水内郡信濃町大字古海市川地籍において斑尾山から東西に延びる通称市川尾根を東進し、斑尾山1,381.8メートル三角点に至り、同点から信濃町と中野市との境界線を南進し、信濃町、飯綱町及び中野市との境界線の交点に至り、同点から飯綱町と中野市との境界線を南進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約607ヘクタール)

(2) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

森林づくり推進課野生鳥獣対策室

長野県告示第597号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第34条第1項の規定により、次のとおり休猟区を指定します。

平成20年10月30日

長野県知事 村井 仁

1 乙見峠休猟区

(1) 区域

北安曇郡小谷村大字中土地籍の大海川に架かる林道妙高小谷線大海橋を起点とし、同点から同川を北進し、同川と国有林界との交点に至り、同点から同国有林界を西進し、同国有林界と雨飾山登山道との交点に至り、同点から同登山道を北進し、同登山道とワセ峰(標高1,510メートル)東斜面の沢との接点に至り、同点から同沢を北西進し、同沢とワセ峰稜線との接点に至り、同点から同稜線を北進し、雨飾山山頂の三角点(標高1,963.2メートル)に至り、同三角点から長野県と新潟県との県界を東進し、金山(標高2,245メートル)山頂、天狗原山(標高2,197.1メートル)山頂及び薬師岳(標高1,801.7メートル)山頂を経て同県界と林道妙高小谷線との交点(乙見山峠)に至り、同点から松尾川に通ずる小径を西進し、松尾川を経て同小径と林道妙高小谷線との接点に至り、同点から同林道妙高小谷線を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約2,100ヘクタール)

(2) 存続期間

平成20年11月1日から平成23年10月31日まで

2 真那板山休猟区

(1) 区域

北安曇郡小谷村大字中土地籍の林道姫川妙高線と大渚山登山道との接点(湯峠)を起点とし、同点から同登山道を南西進し、同登山道と白井沢との接点(大渚山)に至り、同点から同沢を西進し、同沢と林道深原線との交点(白井沢橋)に至り、同点から同林道を西進し、同林道と村道地蔵峠線(塩の道)との接点に至り、同点から同村道を北進し、同村道と三板山尾根との交点に至り、同点から同尾根を西進し、同尾根と成沢との接点(真那板山)に至り、同点から同沢を北進し、同沢と林道姫川妙高線との接点に至り、同点から同林道を東進し、同林道と林道横川支線との接点に至り、同点から林道横川支線を東進し、同林道と村道横川1号線との接点に至り、同点から同村道を北進し、同村道と県道川尻小谷糸魚川線との接点に至り、同点から同県道を北進し、同県道と長野県と新潟県との県界との交点(戸土集落)に至り、同点から同県界を東進し、同県界と雨飾山国有林第103林班と第107林班の林班界との交点(雨飾山)に至り、同点から同林班界を南進し、同林班界と目黒沢との接点(ワセ峠)に至り、同点から同沢を南西進し、同沢と大渚沢との合流点に至り、同点から大渚沢を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約2,860ヘクタール)

(2) 存続期間

平成20年11月1日から平成23年10月31日まで

森林づくり推進課野生鳥獣対策室

長野県告示第598号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定します。

平成20年10月30日

長野県知事 村 井 仁

1 立岩湖特定猟具使用禁止区域（銃器に限る。）

(1) 区域

南佐久郡南相木村字せん尻地籍の主要地方道川上佐久線と村道臨幸線立岩湖橋との分岐点を起点とし、三川川の立岩湖橋を左岸に渡り、村道臨幸線と村道立岩湖線の交点に至り、同点から村道立岩湖線を南東に進み、同村道と村道平休場2号線との交点に至り、同点から村道平休場2号線を北進し、三川川を右岸に渡り同村道と主要地方道川上佐久線との交点に至り、同点から主要地方道川上佐久線を北西に進み、起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約7.77ヘクタール）

(2) 存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

2 しだれ栗特定猟具使用禁止区域（銃器に限る。）

(1) 区域

上伊那郡辰野町小野地籍の町道69号線と色白水沢との接点を起点とし、同点から同町道を約200メートル西進し、同町道と北側の尾根との接点に至り、同点から同尾根を北進し、同尾根と辰野町と塩尻市の境界との接点に至り、同点から同境界を北東進し、同境界と辰野町と岡谷市の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、同境界と色白水沢との接点に至り、同点から同沢を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約140ヘクタール）

(2) 存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

3 よこかわ湖特定猟具使用禁止区域（銃器に限る。）

(1) 区域

上伊那郡辰野町源上地籍の町道73号線と横川川との交点（源上橋）を起点とし、同点から同川右岸を南進し、日陰沢との接点に至り、同点から同沢を東進し、ダム公園と森林の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、横川ダム本堤との接点に至り、同点から同ダム本堤右岸側を東進し、同ダム上流側標高910メートルの等高線との接点に至り、同点から同等高線を南進し、辰野町道654号線との接点に至り、同点から同町道を南進し、南信森林管理署管内横川国有林と民有林の境界との接点に至り、同点から同境界を南西進し、辰野町道74号線との交点に至り、同点から同町道を北進し、辰野町道73号線との交点に至り、同点から同町道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約19ヘクタール）

(2) 存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

4 座光寺特定猟具使用禁止区域（銃器に限る。）

(1) 区域

飯田市座光寺地籍の県道市場桜町線と市道座光寺1-59号線（宮崎唐洞線）との接点を起点とし、同点から同市道座光寺1-59号線を北西進し、市道座光寺1-58号線（大堤西の沢線）との接点に至り、同点から同市道座光寺1-58号線を北西進し、市道座光寺188号線との接点に至り、同点から同市道座光寺188号線を北進し、市道座光寺191号線との接点に至り、同点から同市道座光寺191号線を北進し、市道座光寺172号線との接点に至り、同点から同市道座光寺172号線を北東進し、市道座光寺2-61号線（稲荷坂線）との接点に至り、同点から同市道座光

寺2-61号線を南東進し、市道座光寺224号線との接点に至り、同点から同市道座光寺224号線を南東進し、市道座光寺223号線との接点に至り、同点から同市道座光寺223号線を南東進し、市道座光寺243号線との接点に至り、同点から同市道座光寺243号線を南東進し、市道座光寺2-62号線（元善光寺北市場線）との接点に至り、同点から同市道座光寺2-62号線を南西進し、県道市場桜町線との接点に至り、同点から同県道市場桜町線を南西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約125ヘクタール）

(2) 存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

5 妙琴原特定猟具使用禁止区域（銃器に限る。）

(1) 区域

飯田市鼎切石地籍の松川と円悟沢との合流点を起点とし、同点から同川を北進し中部電力送電線松川羽場線との交点に至り、同点から同送電線を北進し県道飯田南木曾線との交点に至り、同点から同道を南東進し林道円悟沢線との接点に至り、同点から同林道を北東進し通称猿倉の泉沢との交点に至り、同点から同沢を南進し円悟沢に至り、同点から円悟沢を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約20ヘクタール）

(2) 存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

6 市田特定猟具使用禁止区域（銃器に限る。）

(1) 区域

下伊那郡高森町下市田地籍の間ヶ沢川と町道1-1号線との交点を起点とし、同点から同川を北西進し間ヶ沢堤に至り、同点から同堤に流入する用水を北西進し県道飯島飯田線との交点に至り、同点から同道を北東進し大島川との交点に至り、同点から同川を東進し町道105号線との交点に至り、同点から同道を南進し町道104号線との接点に至り、同点から町道104号線を南西進し町道1-1号線との接点に至り、同点から町道1-1号線を南西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積185ヘクタール）

(2) 存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

7 小坂田特定猟具使用禁止区域（銃器に限る。）

(1) 区域

塩尻市塩尻町柿沢地籍の農道塩尻31号線と小坂田展望台に通じる尾根との接点を起点とし、同点から同尾根を北進し、小坂田公園と私有地の境界（小坂田展望台）との接点に至り、同点から同境界を北進し、塩尻市道蓮台小坂田線との接点に至り、同点から同市道を西進し、塩尻市道町区火葬場線との接点に至り、同点から同市道を東進し、塩尻市道長畝側道5号支線に通じる道路との接点に至り、同点から同道路を東進し、同市道との接点に至り、同点から同市道を東進し、塩尻市道上り側道芦沢明神平線との接点に至り、同点から同市道を南進し、塩尻市道小坂田側道支線との接点に至り、同点から同市道を西進し、農道塩尻30号線との接点に至り、同点から同農道を西進し、塩尻市道小坂田市民プール線との接点に至り、同点から同市道を西進し、塩尻市道蓮台小坂田線との接点に至り、同点から同市道を南進し、農道塩尻32号線との接点に至り、同点から同農道を南進し、農道塩尻31号線との接点に至り、同点から同農道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約39ヘクタール）

(2) 存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

8 山清路特定猟具使用禁止区域（銃器に限る。）

(1) 区域

東筑摩郡生坂村字上生坂地籍の県道上生坂信濃松川停車場線と犀川との交点(生坂橋)を起点とし、同点から同川左岸を北東進し、東京電力株式会社平発電所取水堰堤との接点に至り、同点から同堰堤を北東進し、犀川右岸との接点に至り、同点から同川右岸を南西進し、県道上生坂信濃松川停車場線との交点(生坂橋)に至り、同点から同県道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約267ヘクタール)

(2) 存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

9 寿特定猟具使用禁止区域(銃器に限る。)

(1) 区域

松本市寿小赤地籍の松本市道4017号線と北洞川との交点(赤木1号橋)を起点とし、同点から同市道を南進し、県道南原広丘停車場線との交点(松本市と塩尻市の境界の接点)に至り、同点から松本市と塩尻市の市境を東進し、更に北東進し、松本市道4208号線の終点に至り、同点から同市道を北東進し、松本市道4615号線との交点に至り、同点から松本市寿小赤地区と松本市内田地区の区界を西進し、松本市管理道との接点に至り、同点から同管理道を南進し、三叉路に至り、同点から同管理道を北西進し、松本市道4121号線との交点に至り、同点から同市道を南進し、北洞川との交点に至り、同点から同川を西進し、起点に至る点に囲まれた一円の区域(面積約92ヘクタール)

(2) 存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

森林づくり推進課野生鳥獣対策室

長野県告示第599号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第12条第2項の規定により、次のとおり狩猟鳥獣捕獲禁止区域を指定します。

平成20年10月30日

長野県知事 村井 仁

1 熊伏狩猟鳥獣捕獲禁止区域

(1) 区域

下伊那郡天龍村平岡地籍の民有林第94林班と第95林班の境界と明治沢との交点を起点とし、同点から第94林班ろ小班と同林班か小班の境界を北東進し、第94林班い小班と同林班か小班の境界との接点に至り、同点から同境界を北東進し、第93林班と第94林班の境界に至り、同点から同境界を南東進し、下伊那郡天龍村と飯田市の市村境との接点(1,543メートル標高点)に至り、同点から同市村境を南進し熊伏山山頂(1,653.3メートル三角点)に至り、同点から同市村界を南進し、静岡県境との接点に至り、同点から同県境を南西進し、民有林第98林班と第120林班の境界との接点に至り、同点から同境界を西進し、1,367メートル標高点に至り、同点から第98林班と第111林班の境界を北西進し、第98林班ろ小班と同林班は小班の境界との接点に至り、同点から同境界を北東進し、小河内川支流との交点に至り、同点から第98林班い小班と同林班に小班の境界を東進し、第97林班と第98林班の境界との接点に至り、同点から同境界を北西進し、第97林班は小班と同林班に小班の境界との接点に至り、同点から同境界を北進し、小河内川との交点に至り、同点から同川を南西進し、民有林第96林班ろ小班と同林班は小班の境界との接点に至り、同点から同境界を北東進し、第94林班と第96林班の境界との接点に至り、同点から同境界を北東進し、

1,321メートル標高点に至り、同点から民有林第94林班ろ小班と同林班を小班の境界を北西進し、1,071メートル標高点に至り、同点から第94林班と第95林班の境界を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約401ヘクタール)

(2) 存続期間

平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

(3) 捕獲の禁止又は制限

ニホンジカ及びビノシシを除く狩猟鳥獣の捕獲の禁止

森林づくり推進課野生鳥獣対策室

長野県告示第600号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成20年11月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年10月30日

長野県知事 村井 仁

1(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 上松御岳線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡上松町大字小川3337番の2地先から木曾郡上松町大字小川3371番の195地先まで	旧	4.6~8.0 m	0.5998 km
木曾郡上松町大字小川3337番の2地先から木曾郡上松町大字小川3336番の1地先まで	旧	7.0~81.0	0.8424
同 上	新	7.0~81.0	0.8424

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 開田三岳福島線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡木曾町三岳9番の58地先から木曾郡木曾町三岳2479番の42地先まで	旧	4.6~78.0 m	4.3765 km
木曾郡木曾町三岳87番の60地先から木曾郡木曾町三岳2479番の38地先まで	旧	3.5~75.0	3.6374
同 上	新	5.0~75.0	3.6374

道路管理課

選告示第36号

政治資金規正法事務取扱規程（昭和51年選告示第5号）の一部を次のように改正し、平成20年10月30日から施行します。
平成20年10月30日

長野県選挙管理委員会委員長 松 葉 邦 男

様式第1号中

「政党の支部

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	政党の名称	備 考

その他の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備 考

を

「政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	政党の名称	備 考

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日	政党の名称	備考

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備 考

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日	備 考

法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名	公職の種類	届出年月日	備考

に改める。

選挙管理委員会